

青森県報

第四千二百十四号

平成二十八年
十月十九日
(水曜日)

目 次

告 示

生活保護法による医療機関の指定	健康福祉課	一
生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	同	一
生活保護法による介護機関の指定	同	二
右 同	同	二
右 同	同	二
生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の名称及び所在地変更の届出	同	三
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出	同	三
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	同	三
右 同	同	三
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護支援事業所の名称及び所在地変更の届出	同	四
漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正	水産振興課	四
漁船保険付保義務の同意を求めるための届出	下北地域(県民局)	四

公 告

県有財産の売却に係る一般競争入札

正 誤

平成二十八年十月五日定例告示中

告 示

青森県告示第六百四十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十八年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
ふじた歯科	弘前市大字大町一丁目三の一〇	平成二六・五・一

青森県告示第六百五十号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃止年月日
	青森県知事 三 村 申 吾	

所川原店 細川薬局大学通り店	五所川原市字柳町一五の一 十和田市東十三番町一の七	平成六・八一 六・八三
-------------------	------------------------------	----------------

青森県告示第六百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十八年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護の種類	居宅介護事業所		指定年月日
			名称	所在地	
シッパヘルマ シアール 式会社	宮城県仙台市 泉区中央一 丁目七の一	居宅療養 管理指導	りんこのき 薬局本町店	弘前市大字本 町五〇の一 本階フラット	平成 六・六〇
社会福祉法人 常光会	三沢市六川目 六丁目二八の 六	特定施設 入居者生活 介護	有料老人ホ ム松園ひばり 苑	三沢市松園町 三丁目二二の 七	平成 二〇・一
社会福祉法人 常光会	三沢市六川目 六丁目二八の 六	特定施設 入居者生活 介護	堀口ひばり苑	三沢市大字三 沢字堀口一六 四の二九一	"
北部上北広域 事務組合	上北郡野辺地 町字田狭沢四 〇の九	訪問リハ ビョリテー ション	北部上北広域 事務組合公立 野辺地病院	上北郡野辺地 町字鳴沢九の 一二	平成 六・六一

青森県告示第六百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

で、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十八年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第六百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十八年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所	指定年月日
社会福祉法人 恵生会	三戸郡南部町大 三戸字向字仙ノ木 平三二の一	ケアプランセン ター八幡のゆ	平成 六・七一
社会福祉法人 同伸会	八戸市大字大 久保字大山三 二の一	瑞光園デイ サービスセン ター	平成 六・八一
北部上北広域 事務組合	上北郡野辺地 町字田狭沢四 〇の九	北部上北広域 事務組合公立 野辺地病院	平成 六・六一
社会福祉法人 常光会	三沢市六川目 六丁目二八の 六	特定施設 入居者生活 介護	平成 二〇・一

名称	主たる事務所の所在地	介護予防の種類	介護予防事業所		指定年月日
			名称	所在地	
シッパヘルマ シアール 式会社	宮城県仙台市 泉区中央一 丁目七の一	介護予防防 護ショリテー ション	りんこのき 薬局本町店	弘前市大字本 町五〇の一 本階フラット	平成 六・六〇
社会福祉法人 同伸会	八戸市大字大 久保字大山三 二の一	介護予防防 護認知症対 応型	瑞光園デイ サービスセン ター	八戸市大字大 久保字大山三 二の一	平成 六・八一
北部上北広域 事務組合	上北郡野辺地 町字田狭沢四 〇の九	介護予防防 護ショリテー ション	北部上北広域 事務組合公立 野辺地病院	上北郡野辺地 町字鳴沢九の 一二	平成 六・六一
社会福祉法人 常光会	三沢市六川目 六丁目二八の 六	特定施設 入居者生活 介護	堀口ひばり苑	三沢市大字三 沢字堀口一六 四の二九一	"

社会福祉法人 常光会	三沢市六川目 六丁目二八の	介護予防 特定施設 入居者生 活介護	有料老人ホ ム松園ひばり 苑	三沢市松園町 二丁目二一 七	三六・二〇・一
---------------	------------------	-----------------------------	----------------------	----------------------	---------

青森県告示第六百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分		変更 年月日
		名 称	居宅介護支援事業者 の主たる事務 所の所在地	
社会福祉法 人桜木会	社会福祉法 人桜木会	むつ市中央二 丁目一三の一 五	在宅介護支 援センター 桜木	平成 二六・六・一
中央サポー トセンター さくらぎ	中央サポー トセンター さくらぎ	むつ市中央二 丁目五の二八	むつ市桜木町一 三の一	

青森県告示第六百五十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃止年月日
ファーマライズ薬局五 所川原店	五所川原市字柳町一五の一	平成二六・六・一

青森県告示第六百五十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十八年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務 所の所在地	居宅介護 事業の種類		名 称	所 在 地	指 定 年月日
		居宅介護 事業の種類	居宅介護 事業の種類			
シップヘルス ケアファーム シー東日本株 式会社	宮城県仙台市 泉区中央一 丁目七の一	居宅療養 管理指導	居宅介護 事業の種類	りんごのき業 局本町店	弘前市大字本 町五〇の一 一階フラット	平成 二六・六・二〇

青森県告示第六百五十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

る生活保護法」という。(第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十八年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者	名 称	主たる事務所の所在地	介護予防の種類	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
社会福祉法人 同伸会	シップヘルスケアファーマシューティング株式会社	宮城県仙台市泉区中央一丁目七の二	介護予防 居宅療養管理指導	りんこのき薬局 本町店	弘前市大字本町五〇の一 一階	平成 二六・六・二〇
八戸市大字大久保字大山三の二	介護予防 認知症対応型通所介護	瑞光園デイサービスセンター	八戸市大字大久保字大山三の二	八戸市大字本町五〇の一	三六・六・一	

青森県告示第六百五十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

区 分	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
	居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		

変更前	社会福祉法人 桜木会	むつ市中央二丁目一三の二	在宅介護支援センター 桜木	むつ市桜木町一三の一	平成 二六・六・一
変更後		中央サポーターセンター さくらぎ	むつ市中央二丁目五の二八		

青森県告示第六百五十九号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号(漁業災害補償法による加入区の設定)の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

二の表八戸第一区域の項を次のように改める。

八戸第一区域 八戸みなと漁業協同組合の地区のうち、八戸市の区域	<ol style="list-style-type: none"> 1 総トン数十トン以上百トン未満の漁船により行う底びき網漁業及び総トン数二十トン以上百トン未満の漁船により行うまき網漁業 2 総トン数二十トン以上百トン未満の漁船により行ういかづり漁業 3 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行ういかづり漁業 4 小型定置漁業 5 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかづり漁業 6 総トン数五十トン以上十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としてたこ籠漁業
------------------------------------	---

青森県告示第六百六十号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百一十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	加入区 の名称	期 間	場 所
指定漁船調書の縦覧	發起人の住所及び氏名		
	上北郡六ヶ所村大字泊字焼山二五三の一 松下 誠四郎 上北郡六ヶ所村大字泊字泊山一の一九一 中村 幸一 上北郡六ヶ所村大字泊字焼山五八〇の二 辻浦 武治	平成二十八年 十月十九日か ら同年十一月 二日まで	泊漁業協同 組合

公 告

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十八年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地（建物、工作物等を含む。）の売却

所 在 地	地 目	地 積（平方メートル）
青森市大字浅虫字山下二二一の一	宅 地	二六三・五四
青森市浪岡大字大釈迦字山田二二五の一	宅 地	二二七・七六
青森市大字新城字平岡一七四の五〇	宅 地	一、一四五・〇五
青森市桜川九丁目一一七の九二	宅 地	六六〇・五八

弘前市大字松原東四丁目一〇の三	宅 地	三三五・八五
黒石市境松一丁目一一の一四	宅 地	三七八・一九
黒石市西ヶ丘七一	宅 地	一、〇八六・八一
南津軽郡大鰐町大字虹貝字清川一八六の四、一八八の四、一五六の二三	田	七五五・二四
五所川原市金木町芦野二〇〇の二二七五	宅 地	三五九・九九
つがる市木造桜川一三の二六	宅 地	一九五・九一
北津軽郡中泊町大字中里字亀山七七七の一三九	宅 地	八〇一・〇一
北津軽郡板柳町大字福野田字本泉四〇の五九	宅 地	三三三・二一

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第ニ条第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

四 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所

青森市長島一丁目一の一 青森県総務部行政経営管理課

青森市中央一丁目一の二九 協同組合タツケン

五 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所

青森市長島一丁目一の一

青森県総務部行政経営管理課

2 入札日時

- 平成二十八年十一月十四日 午前九時から
- 平成二十八年十一月十七日 午後五時まで（必着）
- 土曜日、日曜日及び祝日の受付は、行わない。
- 3 開札場所
青森市長島二丁目の一
青森県庁舎 議会棟五階A会議室
- 4 開札日時
平成二十八年十二月一日 午前十時から
開札は、物件番号順に順次行う。
- 六 入札保証金及び契約保証金の額
契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額
- 七 契約書の取り交わしの時期
落札決定の日から七日以内

- 八 代金の納入期限
契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。
- 九 その他
 - 1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
 - 2 物件の引渡しは、現状有姿により行うので、入札参加者は、必ず入札前に現地の確認をすること。
 - 3 大鰐町の物件については、売買契約締結後所定の期間内に農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第五条第一項第六号の届出が受理されることを停止条件とする。

正 誤

道 路 課

発行年月日 平成二〇一八年 第四二〇八号	区分 告示	番 号 第六三三号	ページ 五	段 行 下 表中	誤 下北郡風間浦村大字易国間字宇野一から 下北郡風間浦村大字易国間字大川目九の一まで	正 下北郡風間浦村大字易国間字古野一から 下北郡風間浦村大字易国間字大川目九の一まで
----------------------------	----------	--------------	----------	-------------	--	--

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
------------------------------------	--	--------------------------------